

香芝市附属機関設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 7 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 1 号

香芝市附属機関設置規則の一部を改正する規則

香芝市附属機関設置規則（平成 2 5 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「部課」を「課」に改める。

別表附属機関の項中「庶務担当部課」を「庶務担当課」に改め、同表香芝市職員任用試験委員会の項中「企画部」を「市長公室」に改め、同表香芝市都市経営市民会議の項中「企画部企画政策課」を「市長公室総合政策課」に改め、同表香芝市指定管理者選定委員会の項及び香芝市プロポーザル審査委員会の項中「部課」を「課」に改め、同表香芝市商工振興協議会の項中「産業振興局」を削り、同表香芝市子ども・子育て会議の項中「福祉部」を「子ども家庭部」に改め、同表香芝市保育事業者選定委員会の項中「福祉部保育課」を「子ども家庭部保育幼稚園課」に改め、同表香芝市地域福祉計画策定委員会の項、香芝市障がい者計画等策定委員会の項及び香芝市障がい者福祉施設等事業者選定委員会の項中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同表香芝市地域包括支援センター運営等協議会の項、香芝市老人福祉施設等整備審査委員会の項、香芝市介護保険事業計画等策定委員会の項及び香芝市老人ホーム入所判定委員会の項中「健康部」を「健康福祉部」に改め、同表香芝市予防接種健康被害等調査委員会の項中「健康部保健センター」を「健康福祉部健康衛生課」に改め、同表香芝市空家等対策推進協議会の項、香芝市バリアフリー推進協議会の項及び香芝市立地適正化計画策定委員会の項中「都市計画課」を「都市政策交通課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。